



4.2 施設計画

4.2.1 公園ゾーニング計画

下図に示すとおり、公園内の主な機能は、新体育館、新陸上競技場、テニスコート、子供の遊び場、多目的広場、駐車場、防災施設により構成される。公園再整備にあたっては、導入施設の要件及び車両や歩行者の動線に配慮する必要がある。そのため、以下の点に留意し、誰もが利用しやすい全体配置を検討する。

- 新体育館は興行利用や大規模な大会が開催されることを想定し、駐車場及び車両・歩行者動線に配慮した配置とする。
- 新陸上競技場は、第4種陸上競技場であるが、全天候型トラックとし、南北軸にあわせた配置とする。また、メインスタンドは西日等を考慮しトラックの西側に配置する。
- 大規模な各種スポーツ競技大会やイベント等が円滑に開催できるようオープンスペースなどに配慮した配置とする。
- 大会・イベント時の関係者動線や日常の送迎に配慮した、駐車場・施設配置とする。
- 国道171号等周辺道路からの、車両・歩行者利用、景観を考慮する。
- 周辺地域への影響を抑えた交通計画となるような駐車場配置・機能配置とする。
- 子供が安全に遊べる、緑豊かでまとまった空間を配置する。
- エントランス広場は、見通しがよく外部からアクセスしやすい配置とする。
- 近隣住民のため現況と同様に公園内を南北に通り抜けられる動線を確保する。
- 民間提案施設は、集客性等を考慮し、人の動線に配慮した配置とする。





4.2.2 個別施設計画

本計画書における各施設の配置は現時点で市が想定したものであり、実際に整備される施設や機能の配置は民間事業者の提案によることに留意する。

(1) 中央体育館



1) メインアリーナ

日常の市民スポーツ利用だけではなく、市民体育大会などの各種スポーツ大会やプロスポーツの公式戦、成人式などの各種イベントを開催することを想定し、Bリーグホームアリーナ検査要項（B1）などに対応する。※座席数について3,500席を基本とするが、事業者の提案に委ねる。

幅広い年齢層やスポーツレベルの人が利用しやすく、安全にスポーツを楽しむことができる機能を備えるとともに、運動利用が可能なスペースを現在の施設より拡大させる。競技エリアは、バスケットボールコート公式3面分を想定しているが、後述のサブアリーナと合わせて同4面分を確保できればその限りではない。間仕切りネットなどによる分割利用を可能とする。

スポーツ目的以外の用途として成人式や講演会、展示会、音楽会など各種イベントの利用を想定する。

メインアリーナとサブアリーナ、武道場のうち、複数の場所で大会などが同時開催となった場合に備え、動線などに配慮した計画とする。さらに、大会などの準備、災害時・非常時の物資搬出入に配慮し、外部から直接資材等を搬入できる出入口の設置や、大型車両が直接乗り入れ可能な床構造・耐荷重を検討する。



2) メインアリーナ観客席

メインアリーナには、大会・イベント等にも利用しやすいように観客席を配置する。

1階・2階に固定席や移動席などにより3,500席程度の座席を設置する（※）。興行利用等で不足する座席は主催者が設置する。誰もが利用しやすい施設となるよう、車椅子利用者や介助者用観客席（スペース）等にも配慮する。

※市が提示する事業費の範囲内において、事業者が最大5,000席程度まで設置することを妨げない

移動式観覧席



参考：島津アリーナ京都（京都府立体育館）

3) サブアリーナ

メインアリーナでの大会等開催時でも市民の団体利用ができるものとする。そのため、双方の利用者が交錯しない動線計画や音響設備などに配慮する。

競技エリアは、バスケットボールコート公式1面分以上とし、間仕切ネットなどによる分割利用を可能とする。さらに、大会などの準備、災害時・非常時の物資搬出入に配慮し、外部から直接資材等を搬入できる出入口の設置や、大型車両が直接乗り入れ可能な床構造・耐荷重を検討する。

4) 武道場

柔道や剣道など武道による利用のほか、ダンスや軽スポーツなど多目的に利用することを想定する。

競技エリアは、柔道2面分、剣道2面分以上を確保し、いずれも最大で公式4面以上を試合利用できるものとする。また、可動間仕切りにより1面ごとの分割利用も可能とする。

床は全面木製フローリングとするが、柔道の利用のために可動畳を備える。また、ダンスや軽スポーツ等での利用を想定し、音響設備や壁面鏡（姿見）を設置する。

小規模な大会利用を見据え、利用者動線に配慮しつつ観客席を200席以上（2面に対し最低100席ずつ）確保する。



5) スポーツ活動諸室

大会開催時には、大会運営本部室や休養室、控室、役員室・貴賓室等の用途で利用できるほか、通常時は、会議や研修会、軽スポーツ、ダンス、幼児教室等、多目的に利用できるよう計画する。

ダンスや軽スポーツ等の利用に備え、音響設備や壁面鏡（姿見）の設置を検討する。

合計で4室以上を確保する計画とし、講義・教室形式で200名以上の利用が可能となる空間も確保する。

6) 更衣室

メインアリーナ・サブアリーナや武道場等の規模や位置関係、プロスポーツ公式戦などの利用を考慮し、ロッカー・シャワーブース等を含めて適正な室数、規模を整備する。

また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とし、多目的更衣室兼シャワー室を整備する。

7) ロッカーエリア

個人が本施設で使用する物品（スポーツ用品等）を保管することを想定し、月極等の定期利用（有料）が可能なロッカーエリアを整備する。

8) 救護室（医務室）

救護室は、けが人、急病人の一時的な処置や静養が可能な諸室とする。けが人等の搬送を想定して、外部に車両が寄り付ける空間への動線を考慮する。

また、大会時にはドーピング検査室を兼ねることができる仕様とする。

9) 事務室

全体の室配置や利用者動線などを考慮して、適正な位置に配置する。

また、地域交流やボランティア活動の拠点スペースや受付、従業員更衣室、清掃員控室、休憩室、会議室、倉庫等を設置する。

10) トイレ等

大会・イベント等開催時にも円滑に利用できるよう、適正な配置や規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とする。

各階に最低1ヶ所は多目的トイレ（オストメイト対応、障害者、乳幼児連れの利用に対応）を設置する。また、おむつ交換台や給湯器付洗面台を有する「授乳室」の設置を検討する。

11) 防災備蓄倉庫

災害時に備えた備蓄品を常時保管するために、200㎡以上の防災備蓄倉庫を体育館内に設置する。

12) その他

エントランスホールやロビーなどに、スポーツに関する資料展示など情報発信スペースを設置する。



(2) 陸上競技場



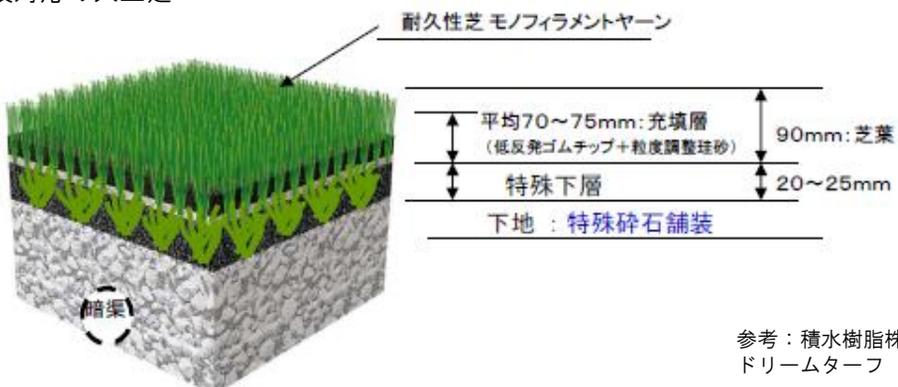
1) トラック&フィールド

日常の市民スポーツ利用や市民大会等公式戦を行うことを想定する。南北軸に合わせた配置とし、照明設備の設置やインフィールドの人工芝化により、多種目かつ高稼働率に対応した施設として計画する。また、第4種公認陸上競技場とするため、その規模や規格等については日本陸上競技連盟の基準に準拠し、必要に応じて地区陸上競技連盟と協議を行う。

トラックは、全天候型・9レーンとし、現行の大会がスムーズに運営できるよう整備する。フィールドは、陸上競技のフィールド種目(跳躍・投てき)に加え、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー等の競技にも対応する人工芝仕様とする。

なお、災害時には地域防災拠点となるため、車両保管スペース(物資保管・荷捌きにも利用)及び臨時ヘリポート等として利用することを想定する。

投てき競技対応の人工芝





2) 観客席

陸上競技場には屋根付スタンドを設置し、1,000人程度の観客席を配置する。

誰もが利用しやすいよう、車椅子利用者や介助者用観客席（スペース）等にも配慮した施設とする。

また、比較的大規模な大会利用等を想定して、施設周辺部に観覧スペースを計画する。

3) 多目的室兼会議室

大会利用を想定して、分割利用可能な多目的室兼会議室を整備する。

4) 更衣室

陸上競技大会利用等を想定し、ロッカー・シャワールーム等を含めて適正な室数、規模を整備する。

また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とし、

多目的更衣室兼シャワー室を計画する。

5) トイレ

大会・イベント等の開催時にも円滑に利用できるよう、適正な配置、規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した、使いやすく明るい清潔な空間とする。

また、多目的トイレ（オストメイト対応、障害者、乳幼児連れの利用に対応）を設置する。



(3) 園路・広場

1) 子供の遊び場

幼児や児童の遊び場として走り回れる遊び場エリアを整備する。様々な遊びに対応できる遊具等の導入を検討し、子供の遊び場内に、乳幼児（3歳未満）が保護者と一緒に遊べる「ちびっこ広場」を設ける。



2) 多目的広場

多目的広場は、オープンスペースとして多様な利用ができる空間とする。また、新体育館や新陸上競技場等における大規模大会・イベント等に備えた臨時駐車場の活用も可能とする。



3) 四阿（あずまや）等の休憩施設

日除けや雨除けのために四阿やパーゴラ等を設け、休憩や憩いのスペースを整備する。

4) トイレ

トイレは公園内の施設を円滑に利用できるよう、規模や位置関係を考慮し、適正な規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とする。



5) エントランス広場

再整備後の公園の顔となり、休憩などのレクリエーション機能を有し、新中央体育館や新陸上競技場の大会・イベント等にも活用できるオープンスペースを整備する。



6) ウォーキング・ランニングコース

健康・体力づくりの一貫として、公園内をウォーキングやランニング可能な専用コースを整備する。コース周辺には、ウォームアップ・クールダウンのための小広場を設け、健康遊具等を設置する。

7) テニスコート、
テニスコート用クラブハウス

既存テニスコート及びテニスコート用クラブハウスは、再整備の対象外とし、既存利用をそのまま維持するものとする。必要に応じて周辺への騒音や光害などをできる限り低減させる工夫を検討する。





(4) 駐車場・駐輪場

各種の一般的な大会や競技会が開催される際の駐車需要に余裕をもって対応できる台数として400台以上を確保する。公園内には、常設で290台以上、中屋町駐車場50台、臨時駐車場60台程度を想定する。また、大会やイベント等に備え、大型バスが数台程度駐車可能なスペースを確保する。駐輪場は、450台以上確保する。

(5) 雨水貯留槽

周辺地域の浸水対策として、既存雨水貯留槽に加え、新設雨水貯留槽を3,500m³程度整備する。

(6) その他

「3.2 整備基本方針」にあるとおり、多様なスポーツ活動をする機会を提供するために計画対象地内に、現在は北西角地に設置している壁打ちテニスコートを再整備するほか、例えばバスケットボールゴールの設置をするなど運動公園としての魅力を高めるよう努める。



4.2.3 周辺交通対策

(1) 自動車アクセス

- 施設整備に合わせた周辺の渋滞対策として、駐車場の出入口となる交差点に、駐車場利用のピーク時間帯交通量による交差点設計を行い、必要な右折レーンを設置する。
- 観客動員が多い大会等が開催されるときは、鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進・啓発活動や駐車場の運用の工夫を実施するなどの対策を検討する。

(2) 歩行者・自転車アクセス

- J R 西宮駅や阪急西宮北口駅からの主要な歩行者動線となる道路には、円滑に利用者の誘導を図る対策を検討する。
- 災害時の円滑な避難経路の確保と平常時の利便性を考慮し、多方面から出入りできる出入口を確保する。

4.2.4 民間提案施設の想定

「3 基本方針（P 9）」に示す考え方に沿った民間事業者の提案による便益施設等を整備することにより、民間事業者の収益確保による事業の継続性や公園利用者の利便性向上、公園の魅力・賑わいが創設されることを期待する。

飲食・物販等の民間提案施設は設置管理許可により、市が整備する施設内に設置する場合と、民間事業者が敷地内に別途設置する場合を想定する。双方を提案することは妨げない。

他市事例：富山市総合体育館

TOYAMA TOWN TREKKING SITE（トヤマ タウン トレッキングサイト）

ウォーキングやランニングを楽しんでいただくための情報発信と運動相談などの拠点として、スポーツの前後に楽しめる体に良い飲食を提供するスタンドや、健康管理システムを活用した運動指導を行うディスカバリーなど、4つの機能を中心に構成されており、さらには、これらの機能と連携させたウォーキング・ランニング教室や食育講座なども行っております。

（富山市ホームページ）



4.3 地域防災拠点

本施設は、災害時に地域防災拠点及び避難所としての活用が見込まれている。主に自衛隊等応援部隊が活動拠点として駐屯する場合を想定し、下表・下図に示すとおり、地域防災拠点と避難所に求められる機能・設備を用意する。

地域防災拠点及び避難所として必要な機能・設備

■地域防災拠点（運動公園）に係る防災機能・設備	■避難所（体育館）に係る防災機能・設備
<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時ヘリポート ● 駐屯（車両保管、宿泊）スペース ● 集積・配送スペース ● 資器材・備蓄倉庫 ● マンホールトイレ（応援部隊用） ● 水源 ● 非常用電源 ● 非常用通信（地域イントラ含む） ● 非常用照明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災スピーカー ● 備蓄倉庫（避難者用） ● マンホールトイレ（避難者用） ● 井戸（生活用水） ● 受水槽蛇口 ● 地域イントラ ● 特設公衆電話 ● 避難所標識サイン

【地域防災拠点・避難所の活用イメージ】





4.4 施設整備に必要な都市計画等の手続き

4.4.1 都市計画公園の区域変更

スポーツ施設（体育館・陸上競技場）、公園施設（子供の遊び場、多目的広場など）、地域防災拠点及び避難所としての機能・施設を一体的に再編整備することによって、スポーツ・レクリエーション活動と災害対策活動の拠点としての機能充実を図るため、現体育館・武道場及び西宮スポーツセンターが立地する敷地を公園区域に含める都市計画の手続きを予定している。

【現況】



【変更後】



凡 例

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

都市計画公園の区域

4.4.2 用途規制の変更

スポーツ活動の拠点としての機能充実を図るため、観覧場を備えた新体育館・新陸上競技場の計画にあわせた、用途規制の変更に関する手続きを予定している。

4.4.3 西宮市都市公園条例における建蔽率の緩和

西宮中央運動公園の再整備事業は、体育館や陸上競技場などを集約した、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として再整備を行うものである。本計画において想定する体育館や陸上競技場のスタンドなどの施設規模に加え、別途、公園の賑わいを創出するために民間提案施設の導入も予定しており、現行の西宮市都市公園条例に定められている建蔽率を緩和しなければならないため、関係する条項の改正を行う。



5 管理・運営計画

現中央体育館の稼働率は非常に高く、希望に即した施設利用が提供できない状況が起こっている。現在のスポーツ需要を満たしつつ、公園内にあるスポーツ施設という立地条件を活かし、市民の憩いの場となり、スポーツ人口の拡大につながるよう、積極的な事業展開について検討する。

市民サービスの向上及び経費節減等を図るとともに、運営ノウハウに長けた民間事業者の提案を積極的に取り入れていくため、本市の他のスポーツ施設と同様、指定管理者制度を導入し、民間事業者の意欲を高め管理・運営の質的向上を推奨するため、利用料金制の採用を計画する。

以上を踏まえ、以下の方針に基づき取り組みを行う。

◆方針1：「スポーツ+α」の魅力を生み出す中核機能の充実

市民サービスの向上をめざし民間事業者のノウハウを最大限発揮できる仕組みとするとともに、スポーツ・レクリエーションなどにまつわる全般的な情報を市民へ発信する場となり、市民相互の交流を促しコミュニティが形成され、地域活性化につながる場所とする。

◆方針2：安心・安全かつ快適な施設運営と、多様なスポーツ参加機会の提供

安心・安全かつ快適に利用でき、利用者満足度の高い施設運営を目標とする。

また、子どもからお年寄り、ビジネスパーソン、障害を持つ方々などそれぞれの関心やニーズに応じ、スポーツや健康づくりを行うきっかけを提供していき、運動習慣の定着につながる仕組みを構築する。

◆方針3：緑豊かで魅力ある公園環境の提供

緑があふれる多様な公園空間を生み出すとともに、子どもたちが自由に遊ぶことができ、健康増進なども気軽に行うことができる魅力ある公園づくりを行う。

◆方針4：災害発生時の機能強化

避難所と地域防災拠点としての機能を最大限に発揮できる環境を整備する。

◆方針5：管理運営コストの低減を目指した運営

多様な利用者ニーズに応じていきながら利用者間のバランスを図り、使いやすく、高いサービス水準を維持しつつ、あらゆるコストの低減を図り将来にわたって持続可能な運営の実現を目指す。



6 事業スキーム

6.1 事業スケジュール（案）

事業スケジュールは以下のとおり想定しているが、施設の竣工時期などは事業者の提案により変動する。

内 容	時 期
実施方針及び要求水準書（案）の公表	2019年 3月
特定事業の選定	2019年 7月
事業者募集	8月
事業提案書の受付	2020年 2月
事業契約締結	2020年 7月
基本設計・詳細設計期間	8月 ～ 2021年 10月
新中央体育館 竣工	2024年 1月
新陸上競技場・公園全体の整備完了	2025年 10月

6.2 事業手法

国では、平成27年12月15日に、総事業費10億円以上の公共施設等の整備事業については、自ら整備する従来型手法に優先して、PFI手法の導入を検討することを定めた「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、公共施設等の整備と財政健全化の両立を図る上で、PFI事業の活用を推進している。

本事業においては、下記の理由によりPFI手法のBTO方式を採用する予定である。

- 体育館のほか、陸上競技場や立体駐車場、雨水貯留槽、公園設備、周辺道路など、施設整備には多くの要素が含まれている。また、避難所に指定されている現中央体育館を閉館せずに新体育館を整備しなければならないことから、効率的な施設整備を行う必要がある。
- 民間企業の経験とノウハウを活かすことができ、整備費用の縮減が期待できる。
- 整備費用の大部分を割賦返済することができるため、市の単年度の財政負担が軽減される。また、世代間の負担の公平性を確保することにも繋がる。
- 施設整備後の維持管理・運営を見越した施設計画
- 市民の「する」スポーツに資するため、低廉な利用料金で施設利用を提供



6.3 概算整備費用

本事業において市が想定している概算整備費用は下表のとおりである。

公園再整備項目	概算費用	交付金	起債	一般財源 (内はPFI割賦)
体育館	76.4	29.7	37.4	9.3 (9.3)
陸上競技場	17.6	—	12.7	4.9 (4.9)
公園整備	8.9	—	6.7	2.2 (2.2)
立体駐車場	6.6	—	4.9	1.7 (1.7)
造成・水路・道路 (文化財調査含む)	2.1	—	1.6	0.5 (0.3)
防災施設・設備	1.1	—	0.8	0.3 (—)
既存施設解体	5.8	—	4.4	1.4 (1.4)
設計・工事監理	4.8	—	2.9	1.9 (1.9)
合計	123.3	29.7	71.4	22.2 (21.7)

※単位：億円 ※消費税10%を含む

上記のほか、公園再整備に合わせて周辺の雨水対策として、上下水道局による雨水貯留槽（約3,500立米）の埋設を予定しており、約10億円（消費税込）が別途掛かる見込みである。

財源については、主に起債によるが、社会資本整備総合交付金の活用も予定している。

6.4 事業費の償還

単年度の財政負担を軽減させる他に、世代間の公平性を考慮する意味でも起債の償還やPFI事業におけるSPC（特別目的会社）への割賦返済により、長期に渡って平準化された金額を支払うこととする。

総合計画	起債の償還	PFI割賦返済	計	合計
第5次（2019年度～）	8.3	5.4	13.7	99.2
第6次（2029年度～）	44.1	12.1	56.2	
第7次（2039年度～）	23.2	6.1	29.3	

※ 単位：億円

※ 起債はおもに20年償還、利率0.5%を想定し、PFI割賦返済は20年償還、利率1.0%を想定

※ PFI事業期間は、2043年度までを想定したシミュレーション

※ 雨水貯留槽は企業会計から拠出されるため、上記試算からは除外